

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月12日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期連結 累計期間	第15期
会計期間	自平成23年 5月1日 至平成23年 7月31日	自平成22年 5月1日 至平成23年 4月30日
売上高(千円)	2,141,619	8,057,083
経常利益(千円)	26,381	116,830
四半期(当期)純利益(千円)	21,120	160,898
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	20,466	165,080
純資産額(千円)	1,138,743	1,131,964
総資産額(千円)	2,471,769	2,658,228
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,162.89	8,859.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,141.07	8,703.45
自己資本比率(%)	46.0	42.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は前第3四半期より連結財務諸表を作成しており、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

4. 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当第1四半期連結会計期間において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による多大な被害とその後の原発事故による電力供給不安等の影響により、企業による経済活動が停滞するとともに、個人消費も低迷いたしました。時間の経過とともに、徐々に回復基調となっているものの、全体的に低調に推移いたしました。さらに、アメリカの金融不安の長期化、為替の円高基調の継続等、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとして掲げ、EC事業と売掛債権保証事業の事業規模の拡大に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は2,141,619千円、営業利益28,177千円、経常利益26,381千円、四半期純利益21,120千円となりました。（なお、前第1四半期累計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。）

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

EC事業

「スーパーデリバリー」においては、前期に引き上げた審査基準の継続適用により、質の高い「会員小売店」及び「出展企業」の獲得に取り組んでおります。加えて、様々な施策の実施により、客単価や購入率の向上の実現を図り、会員小売店数の増加との相乗効果により、商品売上高を増加させることに取り組んでおります。

具体的には、「会員小売店」に対する取り組みといたしまして、「会員小売店」をターゲット別に以前より細かく再分類し、分類ごとのニーズにあったサービスを提供することで、客単価や購入率の向上を図っております。

また、「出展企業」に対する取り組みといたしまして、従来の「ゼロイチショップ」のスキームを拡充し、販売する商品数が少なく単独出展が難しい小規模メーカーでも「スーパーデリバリー」で販売できるプランの提供を開始いたしました。これにより、魅力的な商品の出品を増加させることで、客単価や購入率の向上を図っております。

この結果、EC事業の売上高は2,100,025千円、セグメント利益は19,957千円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間の末日現在における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数30,259店舗（前期末比847店舗増）、出展企業数948社（前期末比19社減）、商材掲載数283,680点（前期末比8,550点増）となりました。

売掛債権保証事業

株式会社トラスト&グロースが提供している売掛債権保証事業は、人員を増員し、営業力強化に取り組んでおります。

この結果、売掛債権保証事業の売上高は67,898千円、セグメント利益は8,051千円となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,568
計	41,568

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年9月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,162	18,162	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	18,162	18,162	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月8日
新株予約権の数(個)	1,820
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)注1	1,820
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,500
新株予約権の行使期間	自平成23年7月27日 至平成31年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)注2	発行価格 61,500 資本組入額 30,750
新株予約権の行使の条件	注3
新株予約権の譲渡に関する事項	注4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権1個当たり金61,500円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1)新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (a)平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合、なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
 - (b)行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円（ただし、上記に準じて取締役会により適切に調整される。）を超過した場合。
- (2)新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株式総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年5月1日 (注)	9,081	18,162	-	744,900	-	101,316

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,162	18,162	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	18,162	-	-
総株主の議決権	-	18,162	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

当社は、前第3四半期より連結財務諸表を作成しており、前第1四半期連結累計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)は四半期連結財務諸表を作成していないため、以下に掲げる四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記については、前第1四半期連結累計期間との比較情報の記載は行っていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年5月1日から平成23年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,072,211	927,251
売掛金	1,068,238	1,001,888
求償債権	1 28,771	1 28,330
たな卸資産	1,413	2,060
繰延税金資産	159,938	159,938
その他	23,796	32,246
貸倒引当金	28,718	25,586
流動資産合計	2,325,652	2,126,128
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,244	19,244
減価償却累計額	9,978	10,519
建物(純額)	9,266	8,724
工具、器具及び備品	16,255	16,255
減価償却累計額	13,155	13,461
工具、器具及び備品(純額)	3,100	2,794
その他	1,419	5,187
減価償却累計額	1,419	1,482
その他(純額)	0	3,705
有形固定資産合計	12,366	15,224
無形固定資産		
ソフトウェア	138,640	138,385
ソフトウェア仮勘定	14,169	27,704
のれん	93,150	90,720
その他	1,423	1,383
無形固定資産合計	247,383	258,194
投資その他の資産		
投資有価証券	11,201	10,547
敷金及び保証金	57,227	57,405
繰延税金資産	3,935	3,935
その他	462	333
投資その他の資産合計	72,826	72,221
固定資産合計	332,576	345,641
資産合計	2,658,228	2,471,769

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	694,856	617,718
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	158,084	173,914
未払金	36,850	41,162
未払法人税等	28,514	6,288
保証履行引当金	20,175	22,173
賞与引当金	19,093	9,634
販売促進引当金	19,130	19,490
災害損失引当金	760	-
その他	68,856	84,943
流動負債合計	1,146,322	975,324
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	99,000	99,000
長期借入金	278,418	253,067
資産除去債務	2,523	2,534
その他	-	3,099
固定負債合計	379,941	357,700
負債合計	1,526,263	1,333,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	744,900	744,900
資本剰余金	132,372	132,372
利益剰余金	254,519	260,656
株主資本合計	1,131,791	1,137,928
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	173	480
その他の包括利益累計額合計	173	480
新株予約権	-	1,295
純資産合計	1,131,964	1,138,743
負債純資産合計	2,658,228	2,471,769

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高	2,141,619
売上原価	1,794,034
売上総利益	347,585
販売費及び一般管理費	319,408
営業利益	28,177
営業外収益	
受取利息及び配当金	274
受取手数料	1,750
その他	40
営業外収益合計	2,064
営業外費用	
支払利息	1,987
社債利息	1,871
その他	1
営業外費用合計	3,860
経常利益	26,381
特別損失	
災害による損失	197
特別損失合計	197
税金等調整前四半期純利益	26,184
法人税等	5,064
少数株主損益調整前四半期純利益	21,120
四半期純利益	21,120

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	21,120
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	653
その他の包括利益合計	653
四半期包括利益	20,466
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	20,466
少数株主に係る四半期包括利益	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しておりません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
税金費用の計算	連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)
	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年7月31日)
1 資産から直接控除した求償債権引当金 求償債権 233,624千円	1 資産から直接控除した求償債権引当金 求償債権 257,382千円
2 保証債務 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 保証債務残高 1,550,051千円 保証履行引当金 20,175千円 保証債務残高(純額) 1,529,875千円	2 保証債務 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 保証債務残高 1,655,716千円 保証履行引当金 22,173千円 保証債務残高(純額) 1,633,543千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
減価償却費	12,681千円
のれんの償却額	2,430千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月23日 定時株主総会	普通株式	14,983	1,650	平成23年4月30日	平成23年7月25日	利益剰余金

(注)平成23年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	EC事業	売掛債権 保証事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,100,025	41,594	2,141,619	-	2,141,619
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	26,304	26,304	26,304	-
計	2,100,025	67,898	2,167,924	26,304	2,141,619
セグメント利益	19,957	8,051	28,008	168	28,177

(注)1. セグメント利益の調整額168千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1,162円89銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	21,120
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	21,120
普通株式の期中平均株式数(株)	18,162
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,141円07銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	1,109
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	(1,109)
普通株式増加数(株)	1,320
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年7月8日 取締役会決議 第3回新株予約権 普通株式：1,820株

(注)平成23年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

株式会社ラクーン
取締役会 御中

平成23年9月7日

有限責任監査法人
トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成23年5月1日から平成24年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。